１　確定債権
　更生会社２社ごとの確定した一般更生債権（第２節に定める相互債権、第３節に定める重複債権、第７節に定める会員権、第８節に定める敷金返還請求権を除く。本節において以下「確定債権」という。）の件数及び総額
⑴　阿山カンツリー
　６件　2,869,315,262円及び額未定
⑵　ヒューマン・トータル・マネイジメント
　７件　14,241,802円
２　権利の変更及び弁済方法
⑴　確定債権について、以下のとおり権利を変更のうえ、弁済する。
ア　開始決定後の利息、損害金の免除
　更生手続開始決定の日以降の利息及び遅延損害金については、更生計画認可決定の日に全額免除を受ける。
イ　第１回弁済
　前記アの定めによる免除額を控除した残額（本項において以下「開始前債権」という。）に対する0.26％相当額を、更生計画認可決定の日の後６か月以内の管財人が定める日に弁済する。
ウ　追加弁済等
㋐　追加弁済
　追加弁済を行うときは、遅滞なく、開始前債権に対し、追加弁済対象現預金を追加弁済対象債権により按分して算定した弁済率を乗じた額を弁済する。
㋑　追加弁済がない旨の通知
　追加弁済がないことが確定したときは、遅滞なく、その旨を開始前債権を有する者に対して通知する。
エ　債務の免除
　新更生会社は、追加弁済をしたときは追加弁済の日、追加弁済をしなかったときは追加弁済がない旨の通知を発した日をもって、開始前債権のうち前記イの第１回弁済及びウ㋐の追加弁済がなされた後の残金の全額について免除を受ける。
⑵　前記⑴の定めによる各債権者に対する弁済額及び免除額は、別表10号の「権利の変更及び弁済方法」欄に記載のとおりである。

第７節　会員権
１　確定債権
　更生会社２社ごとの一般更生債権たる会員権（ただし、重複債権を除く。本節において以下「確定債権」という。）の件数及び総額
⑴　阿山カンツリー
　2,248件　7,866,017,238円並びに非金銭債権及び額未定
ア　継続会員（別表11号１⑴のとおり。）
　2,235件　7,700,145,136円及び非金銭債権
イ　退会済会員（別表11号２のとおり。）
　13件　165,872,103円及び額未定
⑵　ヒューマン・トータル・マネイジメント
　１件　5,500,000円及び非金銭債権
ア　継続会員（別表11号１⑵のとおり。）
　１件　5,500,000円及び非金銭債権
イ　退会済会員
　０件　０円
２　権利の変更及び弁済方法
⑴　継続会員について
ア　権利の変更及び弁済方法
㋐　優先的施設利用権の存続、同伴者優待利用特約の消滅
　継続会員の有する優先的施設利用権（分券に基づく優先的施設利用権を含む。）は存続し、同伴者優待利用特約は更生計画認可決定の日をもって消滅する。
㋑　預託金返還請求権の一部の新預託金への変更
　預託金返還請求権のうち、0.26％相当額（ただし、１円未満の端数を切り捨てる。）を新預託金とする。
㋒　会員権の新会社への承継及び弁済方法
　継続会員のアにより有する優先的施設利用権及びイにより有する新預託金の返還請求権は、第６章第２節２⑴エの定めにより、本件事業譲渡日をもって、新会社に免責的に承継されるものとする。ただし、継続会員は、本件事業譲渡日まで、退会することができない。継続会員が、本件事業譲渡日以後に新会社に対して退会を申し出たときは、新会社は退会の意思表示を受けた日の翌日から１か月以内に新預託金を返還する。
㋓　追加弁済等
①　追加弁済
　追加弁済を行うときは、遅滞なく、預託金返還請求権に対し、追加弁済対象現預金を追加弁済対象債権により按分して算定した弁済率を乗じた金額を弁済する。
②　追加弁済がない旨の通知
　追加弁済がないことが確定したときは、遅滞なく、その旨を預託金返還請求権を有する者に対して通知する。
㋔　債務の免除
　新更生会社は、追加弁済をしたときは追加弁済の日、追加弁済をしなかったときは追加弁済がない旨の通知を発した日をもって、預託金返還請求権のうち前記㋑及び㋒による権利変更及び㋓①による追加弁済がなされた後の残金の全額について免除を受ける。
イ　各継続会員の権利の変更及び弁済方法
　各預託金返還請求権を有する会員について、アによる権利の変更と弁済方法は、別表11号１⑴及び⑵「権利の変更及び弁済方法」欄に記載のとおりである。
⑵　退会済会員について
ア　権利の変更及び弁済方法
　退会済会員の有する預託金返還請求権については、第６節２に準じて権利の変更及び弁済をする。
イ　各退会済会員の権利の変更及び弁済方法
　前記アの定めによる免除後の債権者ごとの弁済額は、別表11号２の「権利の変更及び弁済方法」欄に記載のとおりである。
３　会則の変更
　新会社における阿山カンツリー倶楽部の会則を、本件事業譲渡日に、別表12号のとおり定める。同会則は、第６章による本件事業譲渡により承継される継続会員の会員権に適用されるものとする。
４　休会の取扱い
⑴　継続会員のうち更生計画認可決定の日における休会者（以下「休会者」という。）については、本件事業譲渡日の後最初に到来する11月30日まで、引続き休会を認める。
⑵　⑴により休会を認められた休会者は、同号に定める休会の期間中、年会費の支払義務を負わず、また、優先的施設利用権を有しない。
⑶　休会者は、⑴に定める休会の期間中であっても、会則の定めに従い、申出により休会を撤回することができる。
５　年会費の取扱い
⑴　年会費の負担は、更生計画認可決定の日以降、すべて会則の定めに従うものとし、会則に定めのない優遇措置はすべて廃止する。本件事業譲渡日以降は、３に定める会則の定めに従う。
⑵　前項の定めにかかわらず、継続会員が分券手続により付与された分券（分券のみを有する継続会員の当該分券を除く。）に関する年会費は、新会社が会員の名義変更手続を開始した日が属する会費年度（12月から翌年11月まで）の翌会費年度までは、その支払を免除し、その後は上記分券に関しても年会費の支払義務が生じるものとする。